副市長・総務担当部長会議

期日：平成30年１月26日（金）
会場：長野県自治会館　２階　「大会議室」

長野県市長会

会　議　次　第

1　開　　会

2　挨　　拶

3　来　賓　挨　拶

4　新任副市長紹介

5　座　長　選　出

6　議　　事

Ⅰ　各市提出議題

Ⅱ　意　見　交　換

Ⅲ　事務局提出議題

協　議　事　項

報　告　事　項

Ⅳ　そ　の　他

7　閉　　会

出　席　者　名　簿

長野県

企画振興部 市町村課	課　長	竹　内　善　彦	課長補佐兼 行政係長	近　藤　　浩
	行政係 担当係長	松　山　順　一	行政係主事	石　井　智　佳

市

市　名	職　名	氏　名	職　名	氏　名
長　野　市	副市長	樋　口　　博	企画政策部長	増　田　武　美
松　本　市	副市長	坪　田　明　男	政策部長	山　内　　亮
上　田　市	副市長	井　上　晴　樹	総務部長	神　代　芳　樹
岡　谷　市	副市長	小　口　明　則	総務部長	小　口　道　生
飯　田　市	副市長	佐　藤　　健	総務部長	伊　藤　　実
諏　訪　市	副市長	平　林　隆　夫	総務部長	宮　坂　茂　樹
須　坂　市	副市長	中　澤　正　直	総務部長	平　林　和　彦
小　諸　市	副市長	濱　村　圭　一	総務部長	大　塚　政　弘
伊　那　市	副市長	林　　俊　宏	総務部長	城　取　　誠
駒ヶ根市	副市長	堀　内　　秀	総務部長	萩　原　浩　一
中　野　市	副市長	横　田　清　一	総務部長	竹　内　幸　夫
大　町　市	副市長	吉　澤　義　雄	総務部長	市　河　千　春
飯　山　市	副市長	月　岡　寿　男	総務部長	石　田　一　彦
茅　野　市	副市長	樋　口　尚　宏	企画部長	柿　澤　圭　一
塩　尻　市	副市長	米窪健一朗	企画政策部長	古　畑　耕　司
佐　久　市	副市長	小　池　茂　見	総務部長	矢　野　光　宏
千　曲　市	副市長	山　本　高　明	総務部長	大　内　保　彦
東　御　市	副市長	田　丸　基　廣	総務部長	掛　川　卓　男
安曇野市	副市長	中　山　栄　樹	政策部長	小　林　　弘
事　務　局	局　長	市　川　武　二	次　　長	百　瀬　一　典

議　題　等　目　次

Ⅰ　各市提出議題

○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの　…15 議題

1　合併特例債適用期間の再延長について　（上田市）

2　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度の拡充について　（駒ヶ根市）

3　日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書への記載内容の改善等について　（諏訪市）

4　公立小中学校施設整備のための予算確保について　（長野市・中野市）

5　福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について　（長野市）

6　福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者、ひとり親家庭への拡大について　（小諸市）

7　障害福祉サービス等報酬に関わる地域区分の見直しについて　（上田市）

8　社会福祉施設等施設整備事業に関する自治体への助成の拡充について　（佐久市）

9　農地中間管理事業における手続きの期間短縮等について　（須坂市）

10　農業次世代人材投資事業に係る新規就農者対象年齢の緩和について　（須坂市）

11　森のエネルギー推進事業の継続及び拡充について　（佐久市）

12　ツキノワグマの捕獲強化について　（上田市）

13　公共事業関係予算の増額について　（諏訪市）

14　社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について
（塩尻市・安曇野市）

15　道路橋りょうの点検に関わる新技術の活用及び点検結果に伴う点検間隔など制度の見直し、並びに社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて（伊那市）

○　新たな施策の要望又は提案を求めるもの　…３議題

16　高齢者の交通事故防止対策に向けた支援について　（長野市）

17　県の公共関与による広域的な最終処分場の検討について　（安曇野市）

18　糸魚川－静岡構造線断層帯地震の映像資料の制作について　（茅野市）

○　特に市町村への財政支援策等を求めるもの　…５議題

19　長野県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について
（小諸市）

20　小中学校等における医療的ケアのための看護師配置に係る財源措置等について
（松本市）

21　介護予防・日常生活支援総合事業に係る補助金交付要件の緩和について

（長野市）

22　国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

（長野市ほか 11 市）

23　市街地再開発事業補助金の継続について　（上田市）

○　その他　…３議題

24　2019 年度以降の地方一般財源総額の確保について　（飯田市）

25　マイナンバーの取り扱いに係る教育研修の実施について　（塩尻市）

26　「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく、国からの情報の提供、指導及び助言について　（小諸市・佐久市）

Ⅱ　意見交換

非常勤嘱託職員（一般事務、保育士）の処遇改善等の各市の状況等について

（須坂市）

……資料１－1、-2

Ⅲ　事務局提出議題

(1)　協議事項

ア　長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則（案）について・・・資料２

イ　全国市長会評議員の選出に係る申し合わせ事項（案）について・・・・・資料３

(2)　報告事項

平成30年度長野県市長会事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

・・・・・・・・・・・資料４・５

Ⅳ　その他

全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業について・・・・・・・・・・・・・資料６

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案				
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）			分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	総務省		
	□ 県	担当部局			
	□ その他	名　　称			

件名	**1　合併特例債適用期間の再延長について**
提案市	上田市
提案要旨	合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興事業の実施のため、合併市町村特有の財政需要と現下の建設事情を取り巻く状況に鑑み、合併特例債適用期間の再延長を要望する。
提案理由	合併特例債は、市町村の合併に伴い合併市において必要とされる事業を円滑に実施するために創設された（充当率95%、交付税算入率70%）。 この適用期間は、合併後10か年度であったが、東日本大震災を契機に被災団体は10年間、その他団体は5年間の延長がなされる中、合併特例債の活用にあたっては、新市建設計画に基づき合併後の新市における一体感の醸成に寄与する事業を推進してきた。 しかしながら、事業の実施において、住民との合意形成に時間を要し事業進捗が遅延したり、更に2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設需要の増大による建設費の高騰や人手不足なども発生してきている。 このため、合併特例債の活用を見込む事業が、適用期間内に完了しないことも危惧されるため、適用期間の再延長を要望する。
現況及び課題等	当市における合併特例債の適用期限である2020年度を見据え、計画的な活用に努めてきたが、住民との合意形成に時間を要するなど現時点において適用期限内の事業完了が見込めないものもある。 こうした状況の中、公共事業の事業量と後年度負担の平準化を考慮しながら、計画する事業を着実に推進するとともに、合併特例債を最大限活用したいと考えている。
関係法令	市町村の合併の特例に関する法律

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 □ その他（　　）		分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	内閣府	
	□ 県	担当部局		
	□ その他	名　　称		

件名	**2　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度の拡充について**
提案市	駒ヶ根市
提案要旨	地方創生応援税制は、自治体の財源確保に向けては大変有効な制度と考えている。しかしながら、原則的に寄附金は寄附受領年度事業でなければ充当することができない。 複数年度にわたる事業実施に向けては、基金造成による積立での事業取組みが有効であるが、現行制度では寄附額と同額以上の単独費とともに積み立てる必要があるため、この単独費を必要としない基金造成を可能とするよう制度の拡充を要望する。
提案理由	地方創生応援税制では、寄附金を基金に積み立てることも可能となっている。しかしながら、そのためには、事業に必要のない寄附額と同額以上の単独費の確保が必要であることから、基金造成が容易ではない。寄附金のみでの基金造成が可能であれば、当該制度がさらに有効活用できるものと考える。
現況及び課題等	当市では、地方創生応援税制を活用して、４年間の計画期間中に登山道や避難小屋の改修を計画した。各年度間では事業内容に差があり、計画的に事業を進めるには、特定の年度に相当額の寄附金を企業にお願いしなくてはならない状況である。 しかしながら、企業側の動向や決算期などの都合により、計画どおりに寄附を集めることが難しい状況となっている。 地域再生計画の期間内であれば、必要な時に事業に充当できるよう、基金造成によった運用ができないか検討したが、基金造成には寄附額と同額以上の単独費が必要となることなどから、基金造成に踏み切れない現状となっている。
関係法令	法人税法など

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 □ その他（　　）		分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省	
	□ 県	担当部局		
	■ その他	名　　称	日本年金機構	

件名	**3　日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書への記載内容の改善等について**
提案市	諏訪市
提案要旨	日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書（以下「振込通知」という。）に記載される住民税特別徴収税額に関する箇所について、納税者の誤解を招かないよう改善を要望する。併せて、扶養親族等申告書の内容を確実に反映した源泉徴収票（公的年金等支払報告書）の作成を要望する。
提案理由	振込通知に記載される住民税特別徴収税額が、実際に市町村が特別徴収する税額と異なる場合に、そのような注意書きが不十分なために納税者（年金受給者）が混乱し、問い合わせや苦情が多く寄せられている。 年金受給者が日本年金機構に扶養親族等申告書を提出しても、その内容が十分に反映されず、前年の状況により源泉徴収される事例があり、結果として申告が必要となる状況があり、納税者の二度手間が生じているため、年金振込通知書への記載内容の改善等を要望する。
現況及び課題等	年金からの住民税特別徴収について、自治体が納税通知書を送付するより先に日本年金機構から届く住民税額が記載された振込通知は、振込通知に記載された税額と納税通知書に記載された税額が必ずしも整合しないため、納税者が混乱し、市町村への問い合わせが度々寄せられている。振込通知に記載された税額は、「変更となる場合もある。」との記載があるものの、あくまで予定額であり正しい税額は自治体からの納税通知書を確認してほしい旨の具体的な記載がなく、納税者の誤解を招いている。 扶養親族の異動に伴い扶養親族等申告書を訂正して提出しているにもかかわらず、その内容が反映されていないと申し立てられる事例があり、変更前の内容で源泉徴収票（公的年金等支払報告書）が作成されると、結果として確定申告または住民税申告が必要となってしまう。
法令関係	地方税法、所得税法

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	文部科学省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**4　公立小中学校施設整備のための予算確保について**
提案市	長野市・中野市
提案要旨	公立小中学校施設の老朽化や長寿命化対策及び冷房設備の整備やトイレ改修に係る国における財政措置について、必要な財源を継続して確保するとともに、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金の対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ることを強く要望する。
提案理由	学校統合整備事業については、期限等が設けられていることから、その整備に係る財源の確保が大きな課題となっているため、早急に補助基準の緩和や基準単価の引き上げを求めるもの。 公立小中学校については、老朽化した校舎やプール等施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、義務教育の観点から国の財源措置等について更なる拡充を図ることを要望する。 また、学校施設は災害発生時には地域住民の避難所としての大きな役割を担うことからも、早急な対応が求められる中、整備事業費も大きく各自治体の負担が過大となっている。
現況及び課題等	・負担金、交付金の基準面積、基準単価等の補助基準が厳しいため、事業費と補助基準額が乖離している。 ・補助金等の交付申請額が、国の予算を大幅に上回ることも多く、補助率を下回る採択や、不採択となることもあり、市町村財政を圧迫し、教育施設の維持管理等に支障をきたす恐れがある。
法令関係	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 学校施設環境改善交付金要綱

・現況（平成28年度末）

項　目	長野市		中野市	
平成２年以前建設	245棟	68.6%	48棟	69.6%
うち未改修	158棟	44.3%	48棟	69.6%
エアコン整備状況	312室	8.5%	68室	12.5%
洋式トイレ整備状況	2,064器	48.1%	337器	53.1%

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・8・25　第141回総会；上田市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	健康福祉部
	□ その他	名　　称	

件名	**5　福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について**
提案市	長野市
提案要旨	長野県福祉医療費給付事業補助金のうち、子どもの通院に対する県補助の拡大を要望する。
提案理由	福祉医療費のうち小中学生の通院については県補助対象外のため、市町村の単独事業となっており、財政負担が大きい。 中学校卒業までは県内統一的に福祉医療の対象となっていること、子どもの通院については平成18年４月から据え置かれている現状などを踏まえ、県補助の拡大を要望する。
現況及び課題等	・子どもの福祉医療費の対象年齢

	県補助	長野市
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで
通院	未就学児まで	中学校卒業まで

※小中学生の通院分が県補助の対象となっていない。

・福祉医療費給付事業（扶助費決算額：「子ども」分）　（単位：千円）

年　度	給付総額	県補助金 (対象の1/2)	長野市 一般財源
27年度(決算額)	526,840	144,063	382,777
28年度(決算額)	636,451	150,321	486,130
29年度(予算額)	618,514	150,807	467,707

関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・8・25　第141回総会；安曇野市)				
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）			分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁			
	■ 県	担当部局	健康福祉部		
	□ その他	名　　称			

件名	**6　福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者、ひとり親家庭への拡大について**
提案市	小諸市
提案要旨	福祉医療費給付事業における窓口無料化の対象を、障がい者、ひとり親家庭の受給者へ拡大することを要望する。
提案理由	福祉医療費給付事業に係る窓口負担を平成30年８月から義務教育年齢まで無料化することになったが、他都道府県では障がい者、ひとり親世帯についても窓口無料化を実施しており、同一の制度でありながら、償還払い方式と現物給付方式（窓口無料化）の二つの方法を実施していくこととなる。 長野県においても、低所得者対策として、障がい者やひとり親世帯に対しても、子どもの医療費同様、窓口無料化対象範囲の拡大を要望する。
現況及び課題等	長野県では窓口無料化について、国が未就学児までの国民健康保険国庫負担金等の調整措置を廃止することを受け、義務教育までの子どもに対して、平成30年８月から窓口無料化を実施し、その際発生する国保ペナルティについては県が半額補助するとの方向になった。 これを受け、当市では子育て支援の充実を図るため、18歳まで拡大し窓口無料化を実施する。 障がい者やひとり親家庭や関係団体、議員からも窓口無料化の要望があることから、財政負担も含め、窓口無料化対象範囲の拡大を要望する。 ≪小諸市における国保ペナルティ見込額≫ ・16 歳以上の障がい者医療費（国保資格者分）：601,872 千円（28 年度実績） 国保ペナルティ見込額：29,959 千円 ・16 歳以上のひとり親家庭医療費（国保資格者分）：49,956 千円（28 年度実績） 国保ペナルティ見込額：2,309 千円
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	■ 県	担当部局	健康福祉部
	□ その他	名　　称	

件名	**7　障害福祉サービス等報酬に関わる地域区分の見直しについて**
提案市	上田市
提案要旨	障害福祉サービス等に関わる地域区分について、平成30年度の報酬改定により１単位当たりの上乗せ割合に増減が生じ、市町村財政への負担と障害福祉サービス事業者の人材の確保等、運営に支障が生じることが懸念され、経過措置にあたっては、段階的な緩和措置等が講じることができるよう緊急要望する。
提案理由	今般、国において、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における地域区分の見直しの方針が出された。 １　障害者サービスについては、現行の７区分から８区分に見直し ２　介護保険の地域区分との均衡を図る これにより、県下９市町村（塩尻市、諏訪市、伊那市、大町市、筑北村、下諏訪町、岡谷市、飯田市、上田市）において、1単位当たりの上乗せ割合に増減が生じ、対象市町村の意向により経過措置が設けられることになる。 上乗せ割合は自治体の選択によることになるが、国からは、見直し前か見直し後のどちらかの二者択一とし、段階的な引き下げ（上げ）は想定されていない。 また、経過措置を取った場合の財源の裏付けについて、国・県の確実な負担（国1/2・県1/4）についても明確にしていただきたい。 さらに、事業者等関係者への十分な説明を行う必要がある。
現況及び課題等	＜上田市の場合＞ １　見直し案：1単位 現行　6級地（3%）：10.18円　⇒　H30～　その他（0%）：10円 ２　影響額 （１）市財政への影響額：年間約11,000千円の市一般財源の減 （２）事業所への影響額：全体で年間約45,000千円の収入減 ※1事業所への影響額：年間平均45万円の収入減 見直し案では市の財政負担は減るが、福祉事業所の人材確保が厳しい中、事業者の運営に配慮し経過措置を設けることが望ましく、段階的な引き下げ措置を設け、人材確保に向けた職場環境の改善と事業所への周知が必要と考える。 また、財源の裏付けが不明であり、市町村財政への影響が懸念される。
法令関係	障害者総合支援法

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省	
	■ 県	担当部局	健康福祉部	
	□ その他	名　　称		

件名	**8 社会福祉施設等施設整備事業に関する自治体への助成の拡充について**
提案市	佐久市
提案要旨	児童発達支援センター等の社会福祉施設整備において設置主体が社会福祉法人等である場合は補助対象であるが、自治体が設置主体の場合は補助対象外であるため、自治体が設置主体であっても補助対象とするよう要望する。
提案理由	現在、市町村が児童発達支援センター等の社会福祉施設を整備する場合は、国庫補助・県補助は対象外である。 平成29年３月に障害者総合支援法、並びに児童福祉法の改正により平成30年度から障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられたところである。 また、策定にあたり「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、同指針では、2020年度までに児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本と示されたところである。 第1期障害児福祉計画による児童発達支援センター等を市町村で整備するにあたり、国庫補助・県補助の対象とするよう要望する。
現況及び課題等	佐久圏域では、現在児童発達支援センターが設置されていないが、市民から設置を求める声が多い状況である。 設置整備を行うにあたり、市町村の財政状況が厳しい中、設置における財政支援の拡充を希望する。
関係法令	障害者総合支援法 児童福祉法

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁		
	■ 県	担当部局	農政部	
	■ その他	名　　称	農地中間管理機構（長野県農業開発公社）	

件名	**9　農地中間管理事業における手続きの期間短縮等について**
提案市	須坂市
提案要旨	農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約に有効な事業であるが、農地の出し手と農地中間管理機構の間で話がまとまってから担い手に権利が設定されるまでに時間がかかり、敬遠されがちなため、円滑な農地の集積・集約が図れるよう、農地中間管理機構における借受希望者の公表回数の増加、及び担い手への貸付までの期間短縮を要望する。
提案理由	高齢化等により、農地中間管理機構を活用して農地の貸借等を行いたい場合、話がまとまってから担い手に権利が設定されるまでに４ヶ月ほどかかる場合がある。農地の出し手から認可までに時間がかかり、その間に草が伸びるなど農地が荒れて、本当に認可されるのか不安になるといった相談が寄せられていることから、借受希望者の公表回数の増加、及び担い手への貸付までの期間短縮を要望する。
現況及び課題等	農地の借受希望者の公表は、現状で年２回(5月・10月)である。 借受希望者の公表回数を増やすことにより、担い手が農地の確保を円滑に行うことができる。 また、農業委員会の決定を経て、市町村が借受公告を行い、その後、県が貸付公告を行うことになるが、貸付公告までの期間短縮により、円滑な農地の集積・集約が図られるようになる。
関係法令	農地中間管理事業の推進に関する法律

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設	
要望先	■ 国	担当省庁	農林水産省	
	□ 県	担当部局		
	□ その他	名　称		

件名	**10　農業次世代人材投資事業に係る新規就農者対象年齢の緩和について**
提案市	須坂市
提案要旨	国の農業次世代人材投資事業（準備型・経営開始型）の対象要件には、就農予定時の年齢が原則45歳未満とあり、45歳以上の新規就農者には、就農に係る支援資金が原則交付されない制度となっているため、当該事業の対象要件である年齢制限の基準を緩和するよう要望する。
提案理由	新規就農者の定着には収入の安定確保が必要であり、須坂市においても就農するために研修開始時には45歳未満であったが、里親のもとで研修をした後45歳を超えてしまい、当該資金を活用できず大変苦慮している現状があり、次世代を担う強い志を持って新規就農者をめざす者に対し、就農前の研修を後押しするという本来の主旨に沿えない状況が生じているため、新規就農者対象年齢の緩和を要望する。
現況及び課題等	須坂市は果樹栽培が盛んで、特に最近はブドウのシャインマスカットの販売価格も高騰しており、平成28年度は、須坂市内で９人が新規に農業を始められ、年々増加傾向にある。 労働力人口の減少が見込まれる中、年齢要件を緩和し、幅広い年齢層の担い手を確保する必要がある。 特に農業は60代、70代が活躍している産業であり、当市では60代で新規就農された方もおり、今後も新規就農者を支援するためにも、農業次世代人材投資事業（準備型・経営開始型）の年齢制限基準の緩和を要望する。
関係法令	農業人材力強化総合支援事業実施要綱

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　（H29・4・20第140回総会；茅野市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	林務部
	□ その他	名　　称	

件名	**11　森のエネルギー推進事業の継続及び拡充について**
提案市	佐久市
提案要旨	現在、森のエネルギー推進事業により県産材を使用したペレットストーブ設置に対する補助が行われているが、この事業は平成29年度をもって終了するとのことである。引き続き市民からの設置要望があることや、今後も木質バイオマス利用促進を進めていくため、事業の継続及び予算額の拡充を要望する。
提案理由	県は本事業の目的を、県産材の有効活用促進としており、ペレットストーブ設置に対する補助が継続的に行われることが重要と考え、循環型社会の構築を進めている。 本市では本事業を活用して、市内居住者、事業所を有する個人または事業者に対して、市費を上乗せした補助金（上限額15万円）を交付し、ペレットストーブの推進を図っており、今後も一層の普及を図るため、事業の継続はもとより、木質バイオマスの更なる利用促進のため、予算額の拡充を要望する。
現況及び課題等	本市では、ペレット製造設備が整備されたことから、県産材の有効活用に向け取り組んでいる。 本事業を活用し、ペレットストーブが普及し、木質バイオマスの利用が促進されることで県産材の有効活用が図られることから、今後も事業の継続が求められている。 さらに木質バイオマスの利用促進のためには、要望を満たす補助台数の予算額拡充が必要であると考える。 ●本市の近年の補助要望台数及び補助台数　（単位：台）

年度	県への要望台数	県からの補助台数
27	20	8
28	20	8
29	20	13

関係法令	長野県森のエネルギー推進事業実施要領

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁		
	■ 県	担当部局	林務部	
	□ その他	名　　称		

件名	**12　ツキノワグマの捕獲強化について**
提案市	上田市
提案要旨	当市ではニホンジカ等の有害鳥獣対策として、くくり罠による捕獲を行っているが、その際、ツキノワグマの錯誤捕獲が増加している。錯誤捕獲された個体については、全て「学習放獣」をしているが、現場ごとの出没頻度や出没場所、農林業被害状況、地域住民の安全確保の観点から、ツキノワグマの捕獲強化について要望する。
提案理由	近年、全国規模でツキノワグマの出没が多くなっており、人身被害が報告されている。当市においても、ツキノワグマの目撃情報が増加傾向にあり、幸い人身事故は発生していないが、ツキノワグマが人家近くで錯誤捕獲されるケースが近年増加しており、猟友会員からも「地域によっては個体数が増加しているのではないか」との声も聞かれている。 錯誤捕獲された個体は、全てが「学習放獣」を実施しているが、地域によっては住民の理解が得られない場合があるため、ツキノワグマの捕獲強化について要望する。
現況及び課題等	・ツキノワグマは「絶滅の恐れのある地域個体群」に指定されていることから、県許可を受け実施する個体数調整が原則となっている。 ・人家近くで頻繁に錯誤捕獲されている状況から、ツキノワグマを学習放獣することについて、近隣住民からは不安の声や疑問が多く聞かれている。 【上田市のツキノワグマ錯誤捕獲数】　（単位：頭） 年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 錯誤捕獲数 / 10 / 9 / 21 / 19
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・8・25第141回総会；伊那市・駒ケ根市)			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	財務省、国土交通省	
	□ 県	担当部局		
	□ その他	名　　称		

件名	**13　公共事業関係予算の増額について**
提案市	諏訪市
提案要旨	強靭な国土づくりと、地域経済の活性化並びに、地方創生を促進するため、平成30年度以降、当初予算における公共事業関係予算の大幅な増額について要望する。
提案理由	地方の道路整備の着実な推進に必要な社会資本整備総合交付金等の安定的かつ確実な財源を確保するため、平成30年度以降、公共事業に係る予算の総額確保を図るよう要望する。
現況及び課題等	平成29年度の政府全体の公共事業関係費は、当初予算ベースで5.4兆円であり、平成９年から平成13年の予算ベースの平均額9.4兆円に比べて42%も減額になっている。このため、インフラの整備と維持補修に必要な経費が全国的に不足し、災害に強い強靭な国土づくりと、地域経済の活性化に支障をきたしている。 また、平成25年度において、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の要望額に対する配分割合は77.7%であったが、平成28年度は54.5%まで低下している。このため、地方自治体では主要な道路整備を進めることや、交通安全の確保、災害に備えたまちづくりを計画的に進めることが極めて困難になっている。
関係法令	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・8・25　第141回総会；上田市ほか)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**14　社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について**
提案市	塩尻市、安曇野市
提案要旨	社会資本整備総合交付金については、地方自治体が要望する所要の予算額を確保し、その配分については地方自治体の実情を勘案した適切な額とするよう要望する。
提案理由	道路整備や交通安全事業及び老朽化した橋りょう、公園施設などの長寿命化事業の特定財源として、社会資本整備総合交付金を活用し事業を進めているが、交付金内示額はここ数年要望額を大幅に下回る状況が続いていることから、財源の確保に苦慮し、事業の計画的な執行に支障をきたしている。 今後も、内示額の低い状況が続くことが予想されることから、同交付金の予算規模の拡大と適切な配分を要望する。
現況及び課題等	●社会資本整備総合交付金内示率 ○道路事業 （単位：%）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市
改築事業	37.7	41.4	26.0	29.6	31.0	42.4
修繕事業	59.3	64.6	37.0	37.0	31.0	31.0
交通安全事業	60.5	56.0	37.0	40.3	54.0	31.7
橋梁修繕事業・定期点検	－	－	93.5	92.7	96.6	96.2

現況及び課題等	○都市計画事業 （単位：%） （下表）
関係法令	社会資本整備総合交付金要綱

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市	塩尻市	安曇野市
都市計画道路	－	99.2	－	45.8	－	17.6
公園施設長寿命化対策支援事業	100.0	100.0	100.0	80.0	－	36.9
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	－	－	－	－	－	66.7

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**15　道路橋りょうの点検に関わる新技術の活用及び点検結果に伴う点検間隔など制度の見直し、並びに社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて**
提案市	伊那市
提案要旨	平成26年度より、橋りょうをはじめ道路構造物の法定点検が５年に１回義務付けられ、コンサルタント等への委託や、職員の直営により点検を行っているところであるが、５年ごとにすべて近接目視の点検を継続するためには、地方自治体の負担が大きいため、点検要領に対する新技術の活用や点検結果に基づく点検間隔など制度の見直しを行うとともに、橋りょう点検に対する社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げについて要望する。
提案理由	５年に１回の点検が省令・告示で規定され、今後、永久的に自治体独自で点検、修繕を進めるには、現在の制度では、修繕等の経費も必要になり、財政上多大な負担となるため、制度の見直しと更なる高率の支援を要望する。
現況及び課題等	現在、市内に点検を必要とする橋りょうが717か所あり、直営で点検を実施している橋りょうが約68.5%、委託して点検を実施している橋りょうは約28.9%、中央道跨道橋の委託が2.6%となっている。 特に、委託による点検については、点検車両や高所作業に特殊な技術を要する点検が必要であり、また、中央道跨道橋については、交通規制費等の経費が必要になるため自治体の財政負担が大きい。 このため、近接目視の点検については、ドローンや橋りょう点検支援ロボット等の活用ができるよう検討していただくとともに、損傷度レベルⅠ、Ⅱの橋りょうについては、点検間隔を延長するなど、橋りょう点検に関わる制度の見直しが必要である。 橋りょうの修繕経費の増大による財政負担の影響を考慮し、特に、橋りょう点検に対して、現在の社会資本整備総合交付金の補助率についての引き上げも必要である。
関係法令	道路法及び同施行令 社会資本整備総合交付金要綱

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁		
	■ 県	担当部局	県民文化部	
	□ その他	名　　称		

件名	**16　高齢者の交通事故防止対策に向けた支援について**
提案市	長野市
提案要旨	運転に不安を抱える高齢者の交通事故を防止するため、安全運転サポート車の購入支援をすると同時に、運転経歴証明書の取得を希望する運転免許自主返納者に対し、交付手数料の減免をするなど、高齢者の交通事故防止施策を講じるよう要望する。
提案理由	本市の交通事故死者数に占める高齢者の割合は年々増加傾向にあり、平成28年には、発生した交通死亡事故の７割以上に高齢者が関与している等、交通事故情勢は依然として厳しい状況である。 また、高齢者の顔写真付きの身分証明書となるものが少ないことから、運転経歴証明書の需要も高くなっている。 特に、高齢運転者の割合が高く、車での移動の割合が高い長野県においては、喫緊の課題であり、率先して取り組むべき課題であるため、高齢者の交通事故防止施策を講じるよう要望する。
現況及び課題等	【現況】 平成28年の長野市における交通事故発生状況 全　件　数：1,501件（内高齢者537件） 死亡事故件数：　16件（内高齢者関与12件） 負　傷　者：1,836人（内高齢者315人） 【課題】 安全運転サポート車の認知度が低いことや安全装備の追加による価格の高騰により購入を躊躇してしまう。 運転経歴証明書の取得にあたり、交付手数料（1,000円）がかかる。
関係法令	交通安全対策基本法

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H26・4・18　第134回総会；岡谷市)		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	環境部
	□ その他	名　　称	

件名	**17　県の公共関与による広域的な最終処分場の検討について**
提案市	安曇野市
提案要旨	一般廃棄物の焼却に伴い発生する焼却灰の最終処分について、個々の自治体による最終処分場の整備計画は極めて困難であるため、長野県による広域的な廃棄物処理施設の再検討を要望する。
提案理由	穂高広域施設組合から排出する一般廃棄物の最終処分については、(財)長野県廃棄物処理事業団（以下「県事業団」という。）が計画した豊科町東山地区廃棄物処理施設整備事業の一般廃棄物最終処分場で、処分することが計画されていたが、計画が頓挫し、平成20年３月に県事業団も清算されてしまい、公共関与の整備計画が無くなった。 その後、組合では、独自に一般廃棄物最終処分場の建設整備を検討し、平成21年、最終的に県事業団の計画地を候補地として絞り込んで発表したが、県事業団の計画に反対した地区住民の合意を得ることが極めて困難で、住民説明会の開催も受け入れていただけないまま、平成23年６月から凍結せざるを得ない状況となっているため、広域で安定かつ効率的な廃棄物最終処分場計画について、県で再度検討することを要望する。
現況及び課題等	安曇野市の一般廃棄物の中間処理（ごみの焼却処理等）は、穂高広域施設組合で行っている。発生する焼却灰の最終処分は、県内２か所の民間事業者へ委託していたが、うち１か所が、平成25年度に受け入れを中止したため、平成26年度からは、一部を県外の事業者へ委託処理している。県外事業者も、安価で新規受け入れが可能な事業者は少なく、焼却灰の資源化も限られた施設で高額な処理費用となる。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	内閣府	
	■ 県	担当部局	危機管理部	
	□ その他	名　　称		

件名	**18　糸魚川－静岡構造線断層帯地震の映像資料の制作について**
提案市	茅野市
提案要旨	糸魚川－静岡構造線断層帯を震源とする内陸性直下型地震の恐ろしさを映像化し、住民に災害に対する危機意識を常に高く保ってもらうため、シミュレーション映像（ＣＧ）の制作を要望する。
提案理由	長野県内に非常に大きな被害が発生する恐れがある地震の中でも、糸魚川―静岡構造線断層帯を震源とする内陸性直下型地震は、その発生確率、規模ともに群を抜いて深刻である。 一方、地震に対する備えは、被害軽減に直結する住宅等の耐震化や、家具の転倒防止対策などが、なかなか進まないのが現状である。対策が進まない大きな理由は、危機感の不足が考えられるためであり、発生が予想される具体的な事態を視聴してもらうために、シミュレーション映像の制作を要望する。
現況及び課題等	内閣府では、南海トラフ巨大地震と首都直下地震（相模トラフ）については、「そのとき何が起こるのか？」というサブタイトルを付けた映像をそれぞれ制作し、公開している。 海溝型地震では、上記の地震が深刻だが、全国の主要活断層の長期評価（政府地震調査研究推進本部発表）では、糸魚川－静岡構造線断層帯が、発生確率（全体では30～40%）、規模（最大M8.1）ともに、他の活断層と比較しても非常に深刻であり、早期の対策推進が必要である。
関係法令	

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）				
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）			分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	文部科学省		
	■ 県	担当部局	教育委員会事務局		
	□ その他	名　　称			

件名	**19　長野県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について**
提案市	小諸市
提案要旨	教職員の業務改善に向けて取り組む「統合型校務支援システム」の導入について、長野県が主体となり全県統一仕様のシステムとして早期に共同調達、共同運用することを要望するとともに、導入にあたっては市町村への財政支援を要望する。
提案理由	平成29年８月に発表された「学校における働き方改革に係る緊急提言」では、教職員の業務改善に向けて国、地方公共団体が積極的に取り組む事項として、「統合型校務支援システム」の導入を進めることを提言している。 これを踏まえ、全国的に導入に向けた検討が始まったが、県内各市町村の対応は統一されていない状況にある。教職員は、県内各地を異動することからシステムは全県で統一仕様として調達、運用されることが望ましい。また、システム導入は多額の費用を必要とするため、地域格差を生じさせないためにも、導入にあたっての市町村への財政支援を要望する。
現況及び課題等	○ 県内19市の状況・・・長野県都市教育委員会事務局庶務課長・学校教育課長会議資料より ・統一した統合型校務支援システムについての考え方 【統一したシステム導入の検討を希望する】17市 ・県内19市の校務支援システムの導入状況 【導入なし】７市 【導入あり】12市 【上記のうち学習評価機能導入済み】３市
関係法令	

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　（ H29・8・25　第141回総会；松本市 ）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	総務省、文部科学省
	■ 県	担当部局	企画振興部、教育委員会事務局
	□ その他	名　　称	

件名	**20　小中学校等における医療的ケアのための看護師配置に係る財源措置等について**
提案市	松本市
提案要旨	日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護師等を活用して医療的ケアを実施しているが、今後も対象となる児童生徒の在籍が増大する。 制度改正によって経費に係る県負担分が普通交付税措置に変更になったとのことだが、全額確実に補てんされるよう要望する。 また、看護師等の不足については、引き続き人材確保に対する県の協力を要望する。
提案理由	障害を抱える児童生徒の通常学校への就学が増加する中、平成28年４月の障害者差別解消法の施行により、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応が求められている。 看護師の雇用には、平成28年度は国・県がそれぞれ補助対象経費の３分の１を補助する「小中学校等における医療的ケアのための看護師配置事業」を活用したが、国が平成29年度から、事業に係る補助制度を、県を介さない国の直接補助（対象経費の３分の１）に改めたことに伴い、県の補助（対象経費の３分の１）がなくなり、市町村の負担が増大する見込みとなった。 そこで県からの働きかけにより、国が市町村負担の増額分について本年度から普通交付税措置とすることが、平成29年10月17日の県市長会総務文教部会において示されたことから、国の普通交付税措置において、県補助相当額の全額が確実に補てんされるよう要望する。 また、看護師等の不足については、引き続き人材確保に対する県の協力をお願いしたい。

現況及び課題等

・看護支援員の雇用に係る経費及び補助金・交付税と松本市負担金の比較

(単位:円)

項目		平成28年度	平成29年度
経費合計		2,554,320	2,488,761
補助等	国補助金	851,000	829,000
	交付税措置		?
	県補助金	851,000	―
市自己負担金		852,320	1,659,761

※1:H28 国県各補助 1/3 ずつ、H29 は国補助 1/3、普通交付税措置 1/3 以内

※2:当初予算ベース

※3:H28 実績 (5 市) 上田市、安曇野市、須坂市、松本市、茅野市

H29 実績 (6 市) 上田市、長野市、松本市、安曇野市、茅野市、中野市

法令関係

小中学校等における医療的ケアのための看護師配置事業費補助金交付要綱

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**21　介護予防・日常生活支援総合事業に係る補助金交付要件の緩和について**
提案市	長野市
提案要旨	地域包括ケアシステム構築のため実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、国の地域支援事業実施要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに定める、介護予防・生活支援サービス事業の補助対象の要件の緩和を要望する。
提案理由	住民主体の取組を促進、継続させるため、現在、以下の点が補助対象外であるので要件の緩和を要望する。 ① 住民主体サービス従事者への財政的な支援（人件費） ② サービス提供に携わる講師・指導者への財政的な支援（人件費） ③ 通所型住民主体サービスを利用する要支援者等の人数が半数以下の場合の財政的な支援（人数按分とせず運営費全体を補助対象へ）
現況及び課題等	説明会等において、「住民主体サービスでボランティア活動を行うためには相応の報酬が必要」、「講師による指導がないと定期的な通いの場として内容が充実しない」、「地域包括支援センター経由だけでは通年で要支援者等を半数以上確保するのは難しい」、との意見を受けている。 現在、本市では、通所型では上限額40万円（年）、訪問型では上限額28万円（年）の補助金を設けているが、住民主体サービス提供団体は通所型で１団体といった状況である。
関係法令	介護保険法、地域支援事業実施要綱

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・8・25 第141回総会；長野市ほか11市)			
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	総務省、環境省、財務省	
	■ 県	担当部局	環境部	
	□ その他	名　　称		

件名	**22　国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について**
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。 また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。
提案理由	・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・ごみ処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合には交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。

現況及び課題等	【長野広域連合】 ・長野広域連合では、ごみ焼却施設２施設（長野市、千曲市）、最終処分場１施設（須坂市）の整備を進めている。 ・長野市に計画するごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約７年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。 ・平成 25 年３月にようやく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。 ・現在稼働中のごみ焼却施設は、老朽化が進んでおり、新たなごみ焼却施設を早急に整備する必要がある。 ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には、交付金が不可欠である。（交付金の平成 29 年度当初内示額は要望額の約 97.8%） ・特に長野市に建設するごみ焼却施設は、平成 28 年度から本格的な施設の建設工事に着手し、平成 31 年３月から施設の運用を予定しており、計画どおりに事業を推進するためには交付金要望額の満額交付を受けることが必要である。 ・事業に対する交付金が削減された場合、長野市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。 ・新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。 【上田地域広域連合】 ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の３か所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。 ・上田地域広域連合では、３クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。 ・上田地域広域連合では、過去２度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。

・現在、施設の早期建設に向け、平成24年６月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
・また、最終処分場の用地費、既存３クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】
・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、2020年度の稼働を目標に、老朽化した既存２施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
・施設の早期整備に向け、現在、造成工事、施設の詳細設計等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、平成29年度より施設本体建設工事の着手を予定しているが、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【松塩地区広域施設組合】
・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成23年12月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
・ごみ処理施設の改良事業は、平成29年度に５か年計画の最終年度を迎え、ごみ中継施設を新設する整備事業は、平成30年度に完了する計画である。（交付実績「内示額を含む」H25～H29　97.1%）
・ごみ焼却施設は、改良事業により設備の延命を図ってきたが、2028年には現施設の耐用年数を迎えることから、新焼却施設建設に向けた新たな整備計画を策定することとなる。施設の整備には、地域住民の理解や協力が不可欠で、地域の周辺環境の整備も求められ、多額の費用を要するため、支援範囲を拡充した交付金による支援が必要である。

【諏訪南行政組合】

・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け３市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成 26 年度に位置づけされた。

・構成３市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成 27 年７月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成 31 年度、最終処分場は 2020 年度とされている。

・現在、施設整備に向け３市町村の協議を行っているが、平成 28 年度から事業に着手し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。

・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合の市町村内にある、２か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を計画している。施設整備後は、２か所の不燃物処理施設は不要な施設となり、早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

【上伊那広域連合】

・上伊那広域連合（８市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は候補地決定後９年をかけて、平成28年10月から工事を着手している。

・現在、平成30年度中の稼働を目指し、着実に施設建設を進めることが求められており、最終年度である平成30年度は多額な費用となる。

・こうした中、交付金については、平成29年度は要望額に対しほぼ満額が確保される予定であるが、平成30年度も要望額どおりの予算確保を要望する。

・事業着手後において、当該交付金が削減された場合、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともに、予算の確保ができないことによる事業の遅れは、市民の安全安心の確保ができないことばかりか、地元との新たな調整が必要になることも考えられる。

・また、ごみ焼却施設の建設には、施設に必要な管理棟などの全ての建屋建築、外構整備、及び住民理解を得るための周辺環境の整備（公園緑化等）や、既施設の解体に伴うダイオキシンなど分析調査や解体撤去工事

	が不可欠であり、多額の事業費となることから、これらについても交付対象事業とすることを要望する。 【穂高広域施設組合】 ・安曇野市の一般廃棄物中間処理(ごみの焼却処理等)は、一部事務組合である穂高広域施設組合（安曇野市、池田町、松川村、生坂村、麻績村、筑北村の６市町村で構成）の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼動から既に 23 年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成 27 年 12 月、循環型社会形成推進地域計画を策定した。 「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。 ・穂高広域施設組合では、平成 30 年 4 月には、当該整備事業の建設請負工事と運営業務委託の契約を締結し、2021 年 3 月の稼働を目指しているが、今後申請する施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。 ・また、新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、組合組織市町村で負担する解体費用の全てを一般財源で賄わなければならず、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の解体工事費については、跡地利用の状況にかかわらず全ての解体工事について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。 【北アルプス広域連合】 ・北アルプス広域連合のうち池田町、松川村を除く３市村（大町市、白馬村、小谷村）では、平成 30 年８月の稼働を目標に、老朽化した大町市、白馬村の既存２施設のごみ焼却施設を統合し、新処理施設（名称：北アルプスエコパーク、建設地：大町市）の建設を進めている。 ・現在、建設工事を行っているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。 ・大町市の環境プラントは、広域のごみ焼却施設建設に伴い今年度末で運転が停止となる。その施設取り壊しの事業費は、非常に多額となるため、解体費用についても交付金の対象事業費とすることを要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H24・8・30 第131回総会；駒ケ根市)			
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁		
	■ 県	担当部局	建設部	
	□ その他	名　　称		

件名	**23　市街地再開発事業補助金の継続について**
提案市	上田市
提案要旨	市街地における土地の有効活用や快適で暮らしやすいまちづくり（集約型都市構造）の推進を図るため、今後も補助金制度の継続を要望する。
提案理由	国が推奨するコンパクトで持続可能なまちづくりを推進する上で、優良建築物等整備事業は、密集市街地における土地利用の共同化・高度化や老朽化した建物の更新など都市基盤の集約や、安全・安心で良好な住環境整備に寄与するとともに、民間再開発の誘導が期待でき、目指すべきまちづくりを推進するために有効かつ効果的な事業である。 また、住環境等の整備は、移住・交流を促進し、活動人口の増加が期待されることから、様々な社会活動の活性化にもつながるものと考える。 来年度、新規計画地区に対する県の補助金交付が危ぶまれており、この制度を活用した民間事業者の計画申請が見込まれているため、新規・継続問わず県補助金の対象とするよう要望する。
現況及び課題等	狭小な土地や旧耐震基準の老朽建築物が密集する中心市街地においては、複雑な権利関係の調整等から、所有者個人では狭小な土地の集約化や建物の更新など、都市の再生は困難である。 当該事業に対する国の補助率は、地方公共団体が事業施行者に交付する補助金の1/2、かつ補助対象経費の1/3となっており、最終的に国1/3、地方1/3、施行者1/3という負担割合となる。このうち地方1/3を県と市町村が負担し、現在の負担割合は補助対象経費に対し、国10/30、県3/30、市町村7/30、施行者10/30となっている。 県補助金が交付されない場合、市町村の負担割合によっては、国の補助も1/3の負担割合とならない場合があり、施行者の事業存続にも影響を及ぼす可能性がある。
関係法令	都市開発法 市街地再開発事業補助金交付要綱（県）

○ その他

区分	■新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）				
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ■ その他（　　）			分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	内閣府、総務省、財務省		
	□ 県	担当部局			
	□ その他	名　　称			

件名	**24　2019年度以降の地方一般財源総額の確保について**
提案市	飯田市
提案要旨	地方の安定的な財政運営を確保するため、「骨太の方針 2018」等において、2019 年度以降の地方一般財源総額を 2018 年度の水準で確保することを明記することを要望する。
提案理由	2018 年度の地方財政対策においては、2017 年度と同水準の地方一般財源 62 兆 1000 億円が確保されたが、この背景には、政府が策定した「骨太の方針 2015」において 2018 年度までの地方一般財源総額について 2015 年度水準を下回らないよう実質的に確保すると明記されていたことがある。 2019年度以降も安定的に地方財源を確保するために、今後策定される「骨太の方針2018」（またはそれに相当するような政府決定）においても同様の記述を求めていく必要がある。
現況及び課題等	地方一般財源総額の推移 2015年度　61.5兆円　2016年度　61.7兆円 2017年度　62.1兆円　2018年度　62.1兆円
関係法令	

○ その他

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ■ その他（教育研修の実施の実施を求めるもの）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	企画振興部、総務部
	□ その他	名　　称	

件名	**25　マイナンバーの取り扱いに係る教育研修の実施について**
提案市	塩尻市
提案要旨	マイナンバー法において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務従事者に対して、サイバーセキュリティ研修の実施が義務付けられている。 この事務に関しては、全国の市町村に関わり、個人情報保護を取り扱うデリケートな事務であるので、県下統一した情報共有・認識のもと、個々の市町村で多額な経費をかけて行うより、広域的に効率よく研修が行えるよう、県主導による研修の共同開催を要望する。
提案理由	平成29年６月26日付け「特定個人情報等を適正に取り扱うための取組の徹底について」の通知並びに平成29年10月16日付け「特定個人番号の適正な取り扱いに係る参考資料の送付について」において、特定個人情報の取扱いにおける安全管理措置の徹底が求められており、全自治体において対応すべき事象のため、県での効率的な研修の共同開催を要望する。
現況及び課題等	特定個人情報保護における、総括責任者（市が定める責任者）及び保護責任者（各事務取扱担当課長等）は、すべての事務取扱者（多くの担当部署にわたる）に対して、サイバーセキュリティに関する研修について研修計画、研修実施、結果管理、検証をすることとされているため、各自治体で各々研修を実施するのは、講師の人選が困難であり、財政的負担が大きく、大変苦慮している。
関係法令	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び同施行令 サイバーセキュリティ基本法

○ その他

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ■ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設	
要望先	■ 国	担当省庁	法務省	
	■ 県	担当部局	県民文化部	
	□ その他	名　　称		

件名	**26　「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく、国からの情報の提供、指導及び助言について**
提案市	小諸市、佐久市
提案要旨	平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、国は、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を早期に行うことを要望する。
提案理由	法では、国は、法に定める基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有し、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされている。 しかし、法施行から１年が経過し、国からは未だ必要な情報の提供、指導及び助言が行われていない中、運動団体からは、部落差別の解消に向け、法に基づく取組みの積極的な推進について要請を受けていることからも、国からの必要な情報の提供、指導及び助言を要望する。
現況及び課題等	地方公共団体には、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと、国が行う部落差別の実態調査に協力することが求められている。 地方公共団体においては、従前から地域の実情に応じた取組みを進めているが、法が施行されたことに伴う新たな取組みが期待されている。
関係法令	部落差別の解消の推進に関する法律